

ミャンマー・カンボジア・ラオスへの投資にあたって

アジアビジネスサポートグループ 公認会計士 こくぼ あいこ 小久保 愛子
やまもと ようじ 山本 陽二

はじめに

有限責任監査法人トーマツでは、東南アジア地域への日系企業の進出をサポートする目的で、2013年3月にアジアビジネスサポートグループ(ABSG)を新規に立ち上げて以降、各国の日系企業サービスグループ(JSG)に派遣されている各国の駐在員と連携し双方向からのサポートを提供している。

今回は、東南アジアでも特に経済成長率の高い

ミャンマー、カンボジア、ラオスといったメコン3カ国への進出を検討している、もしくは既に進出済みの日系企業向けのメコンセミナーを、2015年6月3日に、Kelvin Chia Partnership様との共催により開催したので、その要旨を紹介したい。

なお、文中意見にわたる部分については、講演者及び本稿執筆者の私見を含むことをお断りしておく。

(セミナープログラム)

オープニング	Deloitte SEA CEO Chaly Mah デロイトシンガポール事務所駐在 日系企業サービスグループ 東南アジアリーダー パートナー 丸山 友康
メコン地域のビジネスアップデート	デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社 ABSG シニアヴァイスプレジデント 秋山 順
ミャンマーの法制度アップデート	Kelvin Chia Partnership シンガポール事務所 丸茂 修 氏 ヤンゴン事務所 弁護士 Cheah Swee Gim 氏 ヤンゴン事務所 弁護士 寺田 勇太 氏
ミャンマーの設立手続・会計・税務の実務	有限責任監査法人トーマツ ABSG パートナー 土畠 真嗣
カンボジアの設立手続・会計・税務の実務	Deloitte Cambodia Director Kimleng Khoy
ラオスの設立手続・会計・税務の概要	有限責任監査法人トーマツ ABSG シニアマネジャー 隅田 拓也
クロージング	有限責任監査法人トーマツ ABSG 統括 パートナー 小林 繁明

メコン地域のビジネスアップデート

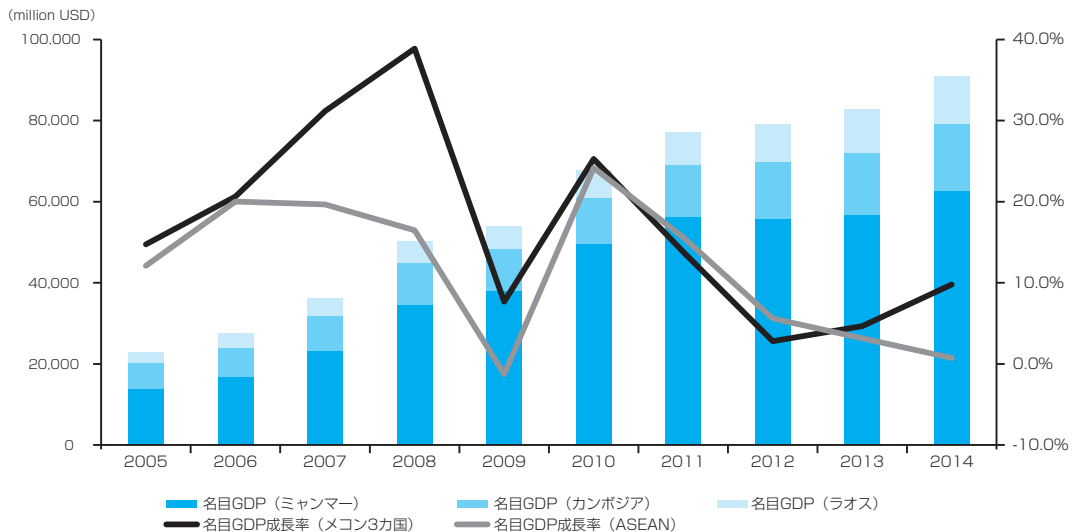
ミャンマー、カンボジア、ラオスのメコン3カ国への日系企業の進出状況は、2005年の170社に対し、2013年は400社と増加傾向にある（外務省：海外在留邦人数調査統計）。東南アジアでのビジネスにおいては、高い経済成長率や安価な労働力を背景として、例えばタイプラスワンとしてメコン3カ国への進出が増えている状況である。

2005年～2014年の名目GDPの推移をみても、ASEAN全体で平均11.2%の成長率であるのに対し、メコン3カ国の平均成長率は16.6%と高い成長率を誇る（表1）。加えて、実質GDPでも、3カ国いずれも成長率は7%～8%と高い水準で推

移している。各国ともに外資の受入れを拡大させる施策を継続して行っていること、また、メコン3カ国の人口も過去25年で約2千万人増加するなど、人口ボーナス期に突入していることを背景として、高い経済成長を遂げている。

一方で、メコン3カ国への進出にあたっての懸念事項も想定される。たとえば、2014年の各国の貿易収支はいずれも貿易赤字であり、外貨準備不足によるデフォルトの可能性が懸念点として挙げられる。また、メコン3カ国の電力供給量は隣国のタイ・ベトナムに比べると圧倒的に少ない状況となっており（表2）、電力を安定供給できるかどうか、将来的な投資拡大のカギを握るとみられる。

表1：メコン3カ国の名目GDP推移（2005年から2014年）



出典：IMF World Economic Outlook DatabaseよりDTFA作成

表2：メコン3カ国の電力供給状況と電気・水道料金

	発電量 (GWh)*	輸入電力 (GWh)*	輸出電力 (GWh)*	主電源*	電気料金 1kWhあたり (USD)**	水道料金 1M ³ あたり (USD)**
ミャンマー	10,732	—	—	水力(72.4%)	0.12	0.45
カンボジア	1,434	1,891	—	石油(59.8%)	0.18	0.22
ラオス ※数値は2015年度計画	約15,700	約1,000	約11,800	水力	0.05	0.15
タイ	166,621	10,330	1,911	ガス(70.3%)	0.10	0.34
ベトナム	122,845	3,254	1,078	水力(43.5%) ガス(35.8%)	0.09	0.40

出典：

*アジア・オセアニア各国の電力事情と政策（2015年5月）（JETRO）

**第24回アジア・オセアニア主要都市・地域の投資関連コスト比較（JETRO）

ミャンマーの法制度アップデート、設立手続・会計・税務

ミャンマーにおける外国投資の進出形態は大きく分けて3つある。①会社法による設立、②外国投資法に基づくミャンマー投資委員会の投資許可による設立、③特別経済地域法に基づくSEZ管理委員会 (Special Economic Zone Management Committee) の投資許可による設立、の3つのケースとなる。ミャンマーでは、外国投資に対する規制として、外国人・外国会社による不動産の所有や一年を超える期間の不動産賃貸借を原則として禁止しているものの、外国投資法や特別経済地域法に基づく投資許可が認められれば、50年もしくはそれ以上の土地の賃借が認められることや、法人所得税等の優遇措置等のインセンティブを享受することが可能となる。日系企業にとっても、これらの投資許可の取得が可能か否かが、進出にあたってのポイントとなる。近時の動向としては、2014年8月に外国投資法に基づくMIC通達No.49/2014が公表され規制事業の見直しが行われたほか、銀行業、保険業法の規制が緩和されたこと、2014年10月にテ

ィラワSEZにおける投資申請の受付が開始となったことが挙げられる。

税務面に関しては、税制改正により2015年4月1日以降の各種税法の取扱いが変更となった。具体的には、非居住法人に対する法人所得税率が従来の35%から25%に変更になった点や、非居住者に対する個人所得税率が従来の35%から、0~25%の累進税率に変更となったことなどが挙げられる。総じて、今回の税制改正は日系企業においてはプラス方向の影響が多いものと考えられる。また、ミャンマーにおいては、現状、移転価格制度が存在しないが、規制当局において他国制度等のスタディを実施しているものと思われ、将来的には、他国制度も参考に移転価格制度を採用する可能性がある。

会計面に関して、ミャンマーではIFRSに準じた会計制度 (Myanmar Financial and reporting Standard:MFRS) を採用しており、全ての法人及び支店においてミャンマー公認会計士による外部監査が必要となる。但し、現地での法定財務諸表の信頼性は高いとはいえない状況であり、進出する企業にとっては、財務諸表の信頼性確保のためのガバナンスの構築が課題となる。

デロイト トーマツ Web サイトのご案内 US/米国会計基準

<http://www.deloitte.com/jp/us>

Heads Upニュースレター

デロイト米国内務所が最新の会計・開示情報や規制動向について解説するニュースレター (随時発行・日本語翻訳も掲載)

EITF Snapshotニュースレター

発生問題専門委員会 (EITF) ミーティングについて解説したニュースレター。原則、EITF ミーティング (2カ月毎) 開催後に発行 (重要なテーマについては、日本語翻訳を掲載)

Accounting Roundupニュースレター

- 米国の会計基準の要約及び関連資料へのリンクを掲載するニュースレター (月次、四半期、年次で発行。特別版は随時発行)
- FASBとIASBの共同プロジェクト及びFASBの単独プロジェクトの動向をまとめた特別版は、日本語翻訳も掲載

Audit Committee Briefニュースレター

米国の会計・監査について、監査委員会が知っておくべき情報を解説したニュースレター (月次発行・日本語翻訳も掲載)

その他

- デロイト米国内務所が発行した、「SEC Comment Letters (米国登録会社に関するSECコメント・レター)」 (日本語翻訳も掲載) 等の重要なニュースやスペシャル・レポート等を掲載
- 「US GAAP/SECに関するセミナー」 (年2回開催) の概要と関連資料等

お問い合わせ先 監査ERS審査室 (監査国際) Tel:03-6213-1110 E-mail:jp_us_contact@tohmatu.co.jp

カンボジアの設立手続・会計・税務

法人設立は、原則として下記の3段階の手続を経る必要がある。

第一段階：MOC（商務省）への商業登記又はCDC（カンボジア開発評議会）への適格投資案件企業（※）の申請（※投資優遇措置の適用企業）

第二段階：GDT（税務当局 General Department of Taxation）への税務登録

第三段階：MOLVT（労働省 Ministry of Labour and Vocational Training）への労働登録及び該当する場合その他の省への申請

税務については、カンボジアには、①実質課税方式、②推定課税方式、③簡易課税方式の3つの課税方式があり、各税金について、いずれかの課税方法で申告を行う。主な税金の種類、税率、申告期日は下表のとおりである。

カンボジアの主な税金の種類、税率、申告期日

税の種類	税率	申告期日
源泉課税（WHT） ・居住者 ・非居住者	・4%-15% ・14%	月次納付：翌月15日
所得税（TOS） ・居住者 ・非居住者	・累進税率0%-20% ・20%固定	月次納付：翌月15日
付加価値税 ・現地購入品 ・輸入品	・0%と10% ・10%又は免税	月次納付：翌月20日
特別税 ・現地生産物/サービス ・輸入品	・3%-25% ・0%-35%	月次納付：翌月15日 輸入時
配当 ・WHT ・配当支払に対する付加税	・14%（非居住者のみ） ・0%、11%又は20%	月次納付：翌月15日
法人税（CIT）	・0%、20%又は30%	年次納付：事業年度末から3ヶ月後
利潤税 ・前納 ・確定納税	・毎月の総売上高の1%（総売上高の定義はない） ・0%、20%又は30%	月次納付：翌月15日 年次納付：事業年度末から3ヶ月後

会計については、下記の会計基準が適用されている。

カンボジアの会計制度

会計基準	適用対象	発効日
CIFRS （IFRSと同様）	公開会社	2012/1/1 銀行、MFI（マイクロファイナンス機関）の場合は2016/1/1
CIFRS for SMEs	中小企業向け	2010/1/1
CAS （現地会計基準）	全ての企業	15の基準：2005/1/1 20の基準：2008/1/1 厳密には期限切れだが、銀行とMFIはまだ利用している。

公開会社についてはIFRSと同等であるため、投資家にとっての信頼性につながるが、国際基準を理解する人材はまだ不足している。

監査については、国際基準と同等であり、①従業員数が100名以上、②総売上高がUS\$750,000以上、③総資産がUS\$500,000以上のうちいずれか2つを満たす場合には、監査が必要となる。

ラオスの設立手続・会計・税務

ラオスでは、投資奨励法（2009年7月公布）及び同法施行細則としての投資法施行に関する首相令 No.119/PMIにより、投資形態や投資事業、優遇措置等を想定している。投資形態としては、①国内資本又は外国資本による100%出資、②国内資本と外国資本の合併投資（外国資本30%以上）、③契約に基づく共同投資（法人又は支店を設立しない委託契約）が規定されており、会社形態については、日本企業は有限会社（株主数1～30名の株式会社）として設立する例が多い。なお、駐在員事務所を設立する場合、情報収集のみで営業活動ができないタイプの場合には、操業期間1年かつ延長1回のみであることに留意が必要である。外国投資家に可能な投資事業は、一般事業・コンセッション事業・SEZ（経済特区）の開発事業の3種類であり、いずれも認可が必要である。

ラオスにおける主な税金の種類、税率は下表のとおりである。なお、移転価格制度は導入されていない。

ラオスの主な税金の種類、税率、申告期日

種類	税率	納付期日
利潤税 ・通常の会社 ・上場会社	・24% ・19%	前払納付：毎四半期末の翌月10日 年度申告：決算期期末日から2ヶ月経過後の翌1日
源泉税 ・配当金・その他分配金 ・貸付金利息・コミッション・保証サービス ・知的財産収入 ・土地・建物等の所有権の譲渡	(国内法) ・10% ・10% ・5% ・5%	月次納付：翌月15日
個人所得税	累進課税により0%-24%	月次納付：翌月15日
付加価値税 ・課税対象取引、輸入取引 ・商品の輸出取引、非課税取引	・10% ・0%	月次納付：翌月15日

会計については、下記の会計基準が適用されているが、実務上は、タイの会計基準を参考にしている会社もある。

ラオスの会計制度

会計基準	適用対象
IFRS	公開会社、銀行・金融機関、保険会社
IFRS for SMEs	上記以外

法定監査の制度はなく税務上も監査済み財務諸表は不要であるが、今後導入予定である。

以 上

この記事に対するお問い合わせ先
 有限責任監査法人トーマツ アジアビジネスサポートグループ（ABSG）
 e-mail : jpabsg@tohmatu.co.jp